

第8節 社会資本整備における環境配慮

各種社会資本整備に生物多様性保全の観点も含めた環境配慮を織り込んでいくことが必要です。

このため、これらの社会資本整備に関する全国レベル、地域レベルの各種計画や基本方針等に生物多様性保全の観点を位置付けていきます。

平成13年1月の省庁再編に伴い、自然環境の保全に関して環境省と関係省庁との共管事務となった「森林・緑地」「河川・湖沼」「海岸」の計画や基本方針等の策定に際して、また、「名勝・天然記念物」の指定、管理に際して、生物多様性保全の観点を適切に盛り込んでいきます。

第3部第2章「主要テーマ別基本方針」の第7節において示したように、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施にあたっては、平成11年に全面施行された環境影響評価法などに基づく環境影響評価の適正な運用に努めます。また効果的な調査・予測・評価手法や環境配慮のあり方、手法などに関する調査研究、環境影響評価を支える情報基盤の整備等を引き続き進めます。なお、環境影響評価法に基づき、環境影響評価項目等の選定指針、環境保全措置指針等を定めた基本的事項（平成9年決定）については、技術手法の検討や環境影響評価の実施状況を踏まえて点検を行います。地方公共団体において条例などに基づいて実施されている環境影響評価についても、的確な実施が確保されるよう、環境影響評価の実施に必要な情報の提供や技術的支援などに努めます。また、上位計画や政策における環境配慮のあり方について、諸外国で導入されている「戦略的環境アセスメント」と呼ばれる仕組み等を参考としながら、内容や手法の検討を進め、環境配慮のあり方に関するガイドラインを作成します。

各種社会資本整備において、生物多様性保全の観点からの環境配慮を検討する際には、事業による影響の回避、または低減を優先するものとし、その上で事業の実施により消失したまたは影響を受ける環境要素と同種の環境要素を創出する等の代償措置の検討を行うことが必要です。そして、生物多様性保全上の重要性や影響の内容に応じて適切な配慮を実施します。また、事業の実施にあわせて、対象地域の自然環境基盤のポテンシャルを活かして多様な生物の生息・生育空間を創出するなど、地域の環境をより良くするための積極的な環境創出を進めていきます。こうした環境配慮の検討、実施に際しては、生物の生息・生育状況やその基盤となる環境条件等についての十分な事前調査を行い、その結果を踏まえてより良い環境配慮の方法を検討すると同時に、事業着手後の的確なモニタリングの結果に応じて柔軟にその方法を見直し、改良していくという考え方が大切です。

以下に主な社会資本整備における環境配慮の取組について述べます。

(1) エコロードの整備

道路事業の実施に当たっては、道路の計画・設計という初期の段階で自然環境に関する詳細な調査を行い、できるかぎり豊かな自然と共生しうるようなルートを選定しています。また、地形・植生等の大きな変化を避けるための構造形式の採用、

動物が道路を横断することによる車との接触事故を防ぐための侵入防止柵や動物用の横断構造物の設置、道路整備によって改変される生息環境を復元するための代替の環境整備など、生態系に配慮した取組を進めています。これがエコロードです。

エコロードの始まりは 1981 年に開通した日光宇都宮道路で、自然環境の改変量を最小限にするための橋梁構造の採用、「けもの道」の確保、モリアオガエルの代替産卵池の設置、表土の保全、貴重な植物の移植など様々な取組が行われました。

これ以降、着実にエコロードの整備が進められ、これまでの整備事例としては、動物が車と接触事故を起こすことを防止するため、道路に進入するのを防ぐ柵や道路下を通過するためのアンダーパスなどを設置した一般国道 334 号・斜里エコロード（北海道）や一般国道 108 号鬼首道路（宮城県・秋田県）などをあげることができます。

自然環境の保全是、地域の実状に応じた地道な活動の継続によって達成されるものであり、しかも、目にとまる動植物のみならず、生態系全般にいたるまで心を配らなければならない課題です。「道を動物や植物など自然界の目で見つめる。」このようなエコロードの取組に今後とも積極的に取り組んでいくこととしています

（ 2 ）エコ・コースト事業

良好な自然環境を積極的に保全・回復する必要の高い海岸において、海岸災害からの防護と合わせ、それぞれの海岸の有する自然特性を踏まえ、施設の配置や構造等の工夫を行い、生態系や自然景観等に配慮した環境調和型海岸づくり（エコ・コースト事業）を進めています。

また、14 年度政府予算案において認められた住民参加型エコ・コースト事業においては、計画段階からの住民や N P O 等の参画により、地域固有の環境課題に対応した、官民一体となった環境保全の取り組みを進めることにしています。

（ 3 ）砂浜の保全

砂浜は、防災上の機能に加え、白砂青松等の美しい海岸景観の構成要素となり、人と海とのふれあいや海水の浄化の場としても重要な役割を果たすとともに、多様な生物の生息・生育の場ともなっています。このため、将来残すべき貴重な財産である白砂青松や砂浜を保全・回復し、交流や自然とのふれあうことのできる快適な空間の創出を進めます。

また、港湾、漁港や河川等に余剰に堆積した土砂を海岸侵食の顕著な海岸へ養浜材として活用し、構造物による環境への影響を極力回避した、循環型手法による侵食対策を行う「渚の創生」を実施しています。

（ 4 ）港湾開発等にあたっての配慮

港湾の開発及び利用にあたっては、生物多様性の保全や人が豊かな自然とふれ合う場の確保の視点も踏まえて、港湾及びその周辺の生態系や大気環境、水質環境等に与える影響を、計画の策定に際して事前に評価するとともに、その実施にあたっても広域的かつ長期的な観点に立って、これらの環境への影響を回避、低減するよ

う努めます。

(5) 環境に配慮した農業農村の整備

土地改良事業をはじめ農業農村整備事業の実施に際しては、従来より環境との調和に配慮してきたところですが、改正土地改良法の趣旨を踏まえ、環境との調和に配慮することを事業実施の原則とします。このため、あらかじめ地方公共団体の作成する農村地域の環境保全に関するマスタープランに基づき、地域住民等の参加と関係行政機関との連携を図り、農業生産性の向上等の目的を達成しつつ、地域全体を視野において、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷や影響を回避し、低減するために適切な措置を講ずることとします。